

政令第 号

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

「第一節 観光庁

目次中「第一節 船員労働委員会（第二百二十一条 第二百二十四条）」を 第一款 特別な職（第

第二款 内部部局（第

「第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職（第二百四

第二款 内部部局（第二百四

第四節 海上保安庁

二百二十一条 第二百二十三条） に、「第三節 海上保安庁」を

二百二十四条 第二百二十四条の九）」

十三条の二)

「第四節 海難審判庁

に改め、 第一款 高等海難審判庁(第二百六十条) を削る。

十三条の三 第二百四十三条の十)

第二款 地方海難審判庁(第二百六十一条) 「

第二条第二項中「、総合政策局に情報管理部を」を削る。

第四条第一項第三十号中「交通体系分科会」の下に「、観光分科会」を加え、同項中第三十二号から第三十六号までを削り、第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 運輸審議会の庶務に関すること。

第四条第一項中第三十七号を第三十三号とし、第三十八号から第四十二号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第十一条第五号中「の原因及び」を「及びこれらの事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査」を削り、「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に改める。

第十三条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十六 運輸安全委員会が行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百二十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

第十五条第一項第九号中「航空・鉄道事故調査委員会が行う航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百二十三号）第三条第一号から第三号まで」を「運輸安全委員会が行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号」に改める。

第十七条第十二号中「第四条第一項第二十八号」を「第四条第二十八号」に改める。

第十九条第一項中「、自動車交通局」を削る。

第二十条の見出し中「、総合観光政策審議官」を削り、同条第一項中「、総合観光政策審議官一人」を削り、「十九人」を「二十一人」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項中「十二人」を「十四人」に改める。

「観光政

第三十六条第一項中「、情報管理部に置くもののほか」を削り、「十七課」を「十四課」に、観光経

国際観

策課 「情報政策課 「観光地域振興課

済課 を 行政情報化推進課 に改め、観光資源課 を削り、同条第二項を削る。

光課」 情報安全・調査課」 観光事業課 「

第三十七条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 運輸審議会の庶務に関すること。

第五十一条から第五十八条までを次のように改める。

第五十一条から第五十八条まで 削除

第五十九条第一号を削り、同条第二号中「情報管理部の所掌事務」を「総合政策局の所掌事務（第四条

第三十三号から第三十七号までに掲げるものに限る。）」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号

を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第二百二十九条の二第三号中「の原因及び」を「及びこれらの事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査」を削り、「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に改める。

第四百二十二条に次の一号を加える。

三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

第四百十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第一百七十五条第三号中「航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号まで」を「運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号」に改める。

第二百十二条第二項中「及び第九十五号から第百号まで」を「、第九十五号から第九十九号まで及び第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）」に改める。

第二百十四条第二項を次のように改める。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に依じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 観光庁

第一款 特別な職

（次長）

第二百二十一条 観光庁に、次長一人を置く。

（審議官）

第二百二十二条 観光庁に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第二百二十三条 観光庁に、参事官二人を置く。

2 参事官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二款 内部部局

(部の設置)

第二百二十四条 観光庁に、観光地域振興部を置く。

(観光地域振興部の所掌事務)

第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光地及び観光施設の改善に関すること。
- 二 地域の振興に資する観光の振興に関すること。
- 三 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 四 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 五 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(課の設置)

第二百二十四条の三 観光庁に、観光地域振興部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課

観光産業課

国際観光政策課

国際交流推進課

2 観光地域振興部に、次の二課を置く。

観光地域振興課

観光資源課

(総務課の所掌事務)

第二百二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 観光庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

- 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 六 観光庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 七 観光庁の行政の考査に関すること。
- 八 広報に関すること。
- 九 観光庁の保有する情報の公開に関すること。
- 十 観光庁の保有する個人情報保護に関すること。
- 十一 観光庁の機構及び定員に関すること。
- 十二 表彰及び儀式に関すること。
- 十三 観光庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十四 観光庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十五 観光庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十六 観光庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十七 観光庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

十八 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。

十九 観光に関する調査及び研究に関すること。

二十 観光に関する統計に関すること。

二十一 前三号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること（観光地域振興部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二十二 観光立国推進基本法（平成十八年法律第一百七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

二十三 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、観光庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（観光産業課の所掌事務）

第二百二十四条の五 観光産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光産業を営む者の連携による観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

二 旅行業、旅行業者代理業その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 ホテル及び旅館の登録に関すること。

四 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

（国際観光政策課の所掌事務）

第二百二十四条の六 国際観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること（前号に掲げる事務に係るものに限る。）。

三 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。

(国際交流推進課の所掌事務)

第二百二十四条の七 国際交流推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること(観光地域振興部の所掌に属するものを除く。)

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること(国際観光政策課の所掌に属するものを除く。)

(観光地域振興課の所掌事務)

第二百二十四条の八 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光地域振興部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 観光地及び観光施設の改善に関すること。

三 地域の振興に資する観光の振興に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、観光地域振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(観光資源課の所掌事務)

第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

第二百五十一条第一号中「海難審判庁」を「運輸安全委員会及び海難審判所」に改める。

第二章中第四節を削り、第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職

(審議官)

第二百四十三条の二 運輸安全委員会(以下この節において「委員会」という。)の事務局に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、委員会の事務局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画

し、関係事務を総括整理する。

第二款 内部部局

(事務局に置く課等)

第二百四十三条の三 委員会の事務局に、総務課並びに参事官、首席航空事故調査官、首席鉄道事故調査官及び首席船舶事故調査官それぞれ一人並びに首席地方事故調査官四人を置く。

2 前項の首席地方事故調査官は、国土交通省令で定める区域ごとに置く。

(総務課の所掌事務)

第二百四十三条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 委員会の事務局の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 三 委員長及び事務局長の官印並びに委員会及び事務局の公印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

- 六 委員会の事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 七 委員会の事務局の行政の考査に関すること。
- 八 広報に関すること。
- 九 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 十 委員会の保有する個人情報保護に関すること。
- 十一 委員会の機構及び定員に関すること。
- 十二 委員会の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十三 委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十四 委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十五 委員会の事務局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(参事官の職務)

第二百四十三条の五 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員会の事務局の職員の教養及び訓練に関すること。
- 二 委員会の会議の庶務に関すること。
- 三 委員会の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に関すること。
- 四 委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 五 事故等調査（運輸安全委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等調査をいう。以下この節において同じ。）に関する企画及び立案に関すること。
- 六 事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関すること。
- 七 事故等調査の結果に基づく航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置に関すること。
- 八 航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策についての国土交通大臣又は関係行政機関の長に対する意見に関すること。

(首席航空事故調査官の職務)

第二百四十三条の六 首席航空事故調査官は、次に掲げる事務(参事官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 航空事故及び航空事故の兆候の原因を究明するための調査に關すること。
- 二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

(首席鉄道事故調査官の職務)

第二百四十三条の七 首席鉄道事故調査官は、次に掲げる事務(参事官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 鉄道事故及び鉄道事故の兆候の原因を究明するための調査に關すること。
- 二 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

(首席船舶事故調査官の職務)

第二百四十三条の八 首席船舶事故調査官は、次に掲げる事務(参事官及び首席地方事故調査官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 船舶事故及び船舶事故の兆候（次条第一号において「船舶事故等」という。）の原因を究明するための調査に關すること。

二 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

（首席地方事故調査官の職務）

第二百四十三条の九 首席地方事故調査官は、命を受けて、次に掲げるもの（参事官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故等以外の船舶事故等であつてその置かれた第二百四十三条の三第二項に規定する区域において発生したものの原因を究明するための調査に關すること。

二 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故以外の船舶事故であつてその置かれた第二百四十三条の三第二項に規定する区域において発生したものに伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

三 事故発生後の初期の段階における事故等調査に關すること。

(国土交通省令への委任)

第二百四十三条の十 この節に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、国土交通省令で定める。

附則第二条第一項中「第四条第一項第二十号」を「第四条第二十号」に改め、同条第二項中「第四条第一項各号」を「第四条各号」に改める。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令の一部改正)

第二条 航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令(昭和四十八年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸安全委員会設置法施行令

第一条第二項中「航空・鉄道事故調査委員会設置法第二十条第一項」を「運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二十五条第一項」に改める。

第三条の見出しを「(運輸安全委員会規則への委任)」に改め、同条中「委員会が」を「運輸安全委員

会規則で「に改める。

(海難審判法施行令の一部改正)

第三条 海難審判法施行令(昭和二十三年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(海難審判法の施行期日)」を付する。

第二条を削る。

第三条に見出しとして「(審判官及び理事官の資格)」を付し、同条中「海難審判庁審判官及び海難審判庁理事官」を「審判官及び理事官」に改め、同条第二号イ中「(次条第四号において「行政職俸給表一

」という。」「及び「海難審判庁副理事官、海難審判庁事務官その他の」を削り、同号八中「(次条第四号において「公安職俸給表二)」という。」「及び「(次条第四号において「専門行政職俸給表」という。

「」を削り、「海技試験官」の下に「若しくは運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二二条第六項に規定する船舶事故等に関する調査に関する事務を所掌する事故調査官」を加え、同条を第二二条とする。

第四条を削る。

第四条の二に見出しとして、「（審判官及び理事官の定数）」を付し、同条中「海難審判庁審判官、海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官」を「審判官及び理事官」に改め、同条各号を次のように改める。

一 審判官 二十五人

二 理事官 二十三人

第四条の二を第三条とし、第五条を削る。

第六条に見出しとして「（鑑定料等）」を付し、同条中「第六十四条第二項」を「第五十二条第二項」に、「当り」を「当たり」に、「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第四条とする。

第八条を削る。

第七条の条名を削る。

別表を削る。

（労働関係調整法施行令の一部改正）

第四条 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を削る。

(船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令の一部改正)

第五条 船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令(昭和二十三年政令第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第一項中「船員労働委員会」を「国土交通省令で定めるところにより、交通政策審議会又は地方交通審議会」に改める。

(労働組合法施行令の一部改正)

第六条 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第二十三条の二第四項中「六人」を「四人」に改める。

第二十六条第一項中「、第三項ただし書又は第四項ただし書」を「又は第三項ただし書」に改める。

第二十六条の二第一号中「六人」を「四人」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条の六を第三十三条とし、第二十八条の五を第三十二条とし、第二十八条の四を第三十一条とし、第二十八条の三を第三十条とする。

第二十八条の二第二項中「(船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会の職員が発送する書類にあつ

ては、国土交通大臣」を削り、同条を第二十九条とする。

(公職選挙法施行令の一部改正)

第七条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中 「船員労働委員会委員」 「中央労働委員会委員」
を 「中央労働委員会委員」 「運輸安全委員会委員長及び委員」
に改める。

(国際観光ホテル整備法施行令及び旅行業法施行令の一部改正)

第八条 次に掲げる政令の規定中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

- 一 国際観光ホテル整備法施行令(昭和二十五年政令第百八十六号)第二条
 - 二 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)第四条第三項及び第五条
- (特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令の一部改正)

第九条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「四人」を「三人」に改める。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令の一部改正)

第十条 地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令(昭和四十年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第六条第一項中「又は船員地方労働委員会」を削る。

(行政機関職員定員令の一部改正)

第十一条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表国土交通省の項中「六一、七九五」を「六一、七八九」に改め、同表合計の項中「三一八、七〇二人」を「三一八、六九六」に改める。

(公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)

第十二条 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第百号まで」を「第九十九号まで」に改める。

別表第一国土交通省の項第二号中「船員労働委員会、」を削り、「海上保安庁又は海難審判庁」を「運

輸安全委員会又は海上保安庁」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 海難審判所の所掌事務に関連する事項

(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)

第十三条 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第百号まで」を「第九十九号まで」に改める。

別表第一国土交通省の項第二号中「船員労働委員会、」を削り、「海上保安庁又は海難審判庁」を「運輸安全委員会又は海上保安庁」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 海難審判所の所掌事務に関連する事項

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令及びイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十四条 次に掲げる政令の規定中、「国土交通省」を「国土交通省 観光庁」に改める。

「 観光庁 」

- 一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）別表
- 二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百五十三号）別表第一

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第十五条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 観光庁

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十六条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項を次のように改める。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄総合事務局長の諮問に依りて、総合事務局の所掌事務のうち地方運輸局において所掌することとされている事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定により地方運輸局に置かれる審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（交通政策審議会令の一部改正）

第十七条 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条の表海事分科会の項第一号中「（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項

第二号中「（昭和二十八年法律第百四十九号）」の下に「、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃

金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六

十一号)、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)を加える。

第九条第四項中「国土交通省総合政策局観光政策課」を「観光庁総務課」に改める。

(運輸審議会令の一部改正)

第十八条 運輸審議会令(平成十二年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において処理する。

第五条及び第六条中「審理官」を「国土交通省の職員」に改める。

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第十九条 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改

正する。

第九条の表国際観光振興機構分科会の項中「総合政策局国際観光課」を「観光庁国際観光政策課」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十七号を第二十八号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 観光庁

（次世代育成支援対策推進法施行令の一部改正）

第二十一条 次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一項の表各省大臣の項中「及び船員労働委員会」を削り、同表国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の長の項中「、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁」を「及び中央労働委員会」に改め、同表高等海難審判庁長官の項を削る。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二十二条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

四 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十八条の三

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第二十三条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令

第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「第三条」を「第二条」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十四条 職員の退職管理に関する政令（平成十九年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「海難審判理事所の長」を「海難審判所長並びに国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）第三条の規定による改正前の海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）第十四条の二第一項に規定する海難審判理事所の長」に改める。

第五条中「次条第二項各号」を「次条第一項第十七号又は同条第二項各号」に改める。

第七条第一号中「前条第一項第二十号及び」を「前条第一項第十七号及び第二十号並びに」に改める。

附則別表国土交通省の項中「航空・鉄道事故調査委員会に置かれる事務局」を削り、「小笠原総合事務

所」を「小笠原総合事務所

に、「船員労働委員会に置かれる事務局」を「観光庁」に、「気象庁沖縄気

海難審判所

「気象庁沖縄気象台

象台」を

運輸安全委員会に置かれる事務局」

に改め、

「海難審判庁（海難審判理事所を除く。）

海難審判庁海難審判理事所

る。

別表海難審判理事所の項を削る。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十五条 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表国土交通省の項中「六一、八六七人」を「六一、八六一人」に改める。

（関係政令の廃止）

第二十六条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 船員労働委員会最低賃金専門部会令（昭和三十四年政令第百六十四号）
- 二 船員労働委員会に置く船員職業安定部会等に関する政令（昭和四十五年政令第百二十九号）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中

欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、改正法の施行後は、改正法による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

| | | |
|---|--|---------|
| 一 | 国土交通大臣（改正法第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。） | 観光庁長官 |
| 二 | 航空・鉄道事故調査委員会 | 運輸安全委員会 |
| 三 | 海難審判庁 | 海難審判所 |
| 四 | 船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。） | 中央労働委員会 |

| | | |
|---|--|---|
| 五 | <p>船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）</p> | <p>交通政策審議会</p> |
| 六 | <p>船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）に係る事務（不当労働行為に係るものに限る。）に係る場合に限る。）</p> | <p>不当労働行為事件が係属する船員地方労働委員会の所在地を管轄する都道府県労働委員会</p> |
| 七 | <p>船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法に係る事務（不当労働行為に係るものを除く。）に係る場合に限る。）</p> | <p>労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会</p> |
| 八 | <p>船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九</p> | <p>労働争議が発生した地域を管轄する都道府県労働</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>十六号に掲げる事務のうち労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に係る事務に係る場合に限る。）</p> | <p>委員会（当該労働争議が二以上の都道府県にわたるものであるときは中央労働委員会）</p> |
| 九 | <p>船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務のうち地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）に係る事務に係る場合に限る。）</p> | <p>地方公営企業又は特定地方独立行政法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会</p> |
| 十 | <p>船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇</p> | <p>当該船員地方労働委員会の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>の確保等に関する法律（昭和四十七年法律 第百十三号）に係る事務に係る場合に限る 。</p> | |
| 十一 | <p>船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九 十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る 場合（十の項に掲げる場合を除く。）に限 る。）</p> | <p>当該船員地方労働委員会の所在地を管轄区域とす る地方運輸局に置かれる地方交通審議会</p> |
| 十二 | <p>地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（ 旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に 係る場合に限る。）</p> | <p>労働争議が発生した地域を管轄する都道府県知事 （当該労働争議が二以上の都道府県にわたるもの であるときは厚生労働大臣）</p> |

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされているものを除き、改正法の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改正法の施行の日前にその手続がされていないものについては、改正法の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 第二十四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。